三　届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の団体であつた者であつて前号に掲げるもの以外のものであるときは、役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

四　届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の個人であつたときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類

6　法第七十三条の二第四項の規定による届出媒介等業務の廃止の届出をしようとする者は、様式第三十六の届出書を提出しなければならない。

7　法第七十三条の二第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十七の届出書を提出しなければならない。

8　法第二十六条第一項各号の規定により新たに指定された電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う者が法第七十三条の二第一項の規定により総務大臣に対してすべき届出については、当該指定をされた日から起算して一月以内に、様式第三十三による届出書に第一項の書類を添えて総務大臣に届け出る方法によることができる。

（電気通信事業者の業務に関する規定の準用）

第四十条　法第七十三条の三において準用する法第二十六条第一項の規定による同項の電気通信役務の提供条件概要説明には、第二十二条の二の三第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十二条の二の三第一項	の締結	の締結の媒介等
	十　対象契約が第二十二条の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約であるときは、同号に規定する確認措置に関する事項	十　対象契約が第二十二条の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約であるときは、同号に規定する確認措置に関する事項 十一　届出媒介等業務受託者が契約の締結の媒介等を行う旨及び当該届出媒介等業務受託者の氏名又は名称 十二　届出媒介等業務受託者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先（当該届出媒介等業務受託者が契約の締結の媒介等を行う電気通信役務を提供する電気通信事業者が、届出媒介等業務受託者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合を除き、当該電話による連絡先にあつては、苦情及び問合せに応じる時間帯を含む。）